

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書類)

2026 年 10 月 1 日

株式会社ナック
株式会社洋光

2026 年 10 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社ナック

代表取締役 川上 裕也

千葉県市原市古市場 315 番地 1

株式会社洋光

代表取締役 嶋内 穰

株式会社ナック（以下「当社」といいます。）及び株式会社洋光（以下「洋光」といいます。）は、2026 年 8 月 28 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、洋光を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記の通りです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

会社法第 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

洋光は会社法第 785 条第 3 項の規定に基づく通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式の買い取り請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

当社は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株式総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 9 月 9 日付で電子公告を行いました。なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株式総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、当社に移転した洋光の普通株式の数は 400 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株式総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

(2) 洋光は、会社法第 319 条第 1 項の規定による株主総会にかわる書面みなし決議により、2026 年 8 月 28 日に本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が洋光の発行済株式の全部を取得する時点の直前の洋光の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につき当社の普通株式 879 株の割合をもって割当交付いたしました。当社が割当交付した普通株式の合計は 351,600 株です。

(4) 本株式交換に伴う当社の資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上